

令和5年度 事業計画

新潟カリタス会

国は3月13日、屋内・屋外でのマスクの着用を一部除いて自由にしました。私の気持ちなのか、街行く人には笑顔、そしてWBCの侍ジャパンの活躍をみるにつけ、気分が高揚しそれに加えて桜の便りが明るさを増しています。

少子高齢、人口減少の到来の影響によって、社会経済の状況が大きく変わってきました。福祉ニーズはこれまで以上に多様化、複雑化しています。また社会福祉法人の収支差率の向上の経営効率化と社会保障の抑制を主眼とした「大規模化」や「協働化」が繰り返し議論されています。この様な中で新潟カリタス会は基本姿勢に立ち返り、令和5年度を進めていきます。

1. 組織、経営、運営の強化

- ① 健全で安定的な財務基盤の確保
- ② コンプライアンス（法令遵守）の徹底
- ③ 組織統治による職員全員の理解と目的への努力

2. 支援に対する基本姿勢

- ① 入所児童の人権の尊重
- ② 包括的支援の充実とその展開
- ③ サービスの質の向上
- ④ 安心安全の環境整備

3. 地域社会に対する基本姿勢

- ① 地域社会との共生
- ② 近隣地域との信頼と努力

4. 人材に対する基本姿勢

- ① 長く勤められる人材教育
- ② 人材の中長期的な育成の取組

令和5年度 事業計画

聖母乳児院

聖母乳児院は、新潟カリタス会及び施設の理念・基本方針と「子どもの“いのち”を尊重し“こころ”を育てる」「子どもの“育ち”をつなぐ」という使命のもと、社会的養護を必要とする子どもと家族にとって最もふさわしい養育環境を提供し、地域社会の中で安心して暮らせるようにサポートすることを事業の目的としています。

乳児院がこれまでに果たしてきた「専門的養育機能」「一時保護機能」「親子関係構築支援機能」「アフターケア機能」「フォスターリング機能」の充実を図るとともに、様々な社会資源と連携し、地域の子育て支援にも貢献できるよう、人材の確保・育成と運営の質の向上に努めます。

1. 組織体制と経営基盤の強化

- ① 法人及び施設の理念・基本方針の理解促進と具現化
- ② 施設の高機能化・多機能化推進に向けた職員体制の検討
- ③ 入退所及び一時保護委託状況の分析と入所率の維持

2. 財務管理の透明性と財政基盤の確立

- ① 財務管理に必要な知識の周知
- ② 財務状況の把握と安定的な経営の維持
- ③ ホームページ等への情報公開

3. 職員の資質向上と人材育成マネジメント

- ① 研修体系に基づくOJT、OFF-JT、SDSの実施と評価
- ② キャリアパス表の共有と個別研修計画の策定及び実践
- ③ マニュアルに基づく業務遂行と業務改善の取り組み強化
- ④ アセスメントシートの見直しとケースカンファレンスの進め方の再考
- ⑤ スーパービジョン体制の整備
- ⑥ 専門委員会の取り組み

4. 子どもの育ちの保障と権利擁護

- ① 子どもの「こころ」と「からだ」を育む環境の整備
- ② 子どもの「育ち」をつなぐための支援、ライフストーリーワークの取り組み
- ③ 日常的な養育の振り返りと権利侵害の未然防止の取り組み
- ④ リスクマネジメント体制の強化と事業継続マネジメントの構築

⑤ 子どもの代弁者としての最善の利益の追求

5. 家庭支援、里親支援の取り組み

- ① 関係機関との協働による家庭調整と親子関係構築支援
- ② 親子関係及び家庭状況の評価に必要な情報の整理及び可視化、共有化

6. 地域交流、地域貢献の取り組み

- ① 地域交流、地域貢献の基本方針の明示及び周知
- ② 地域の子育て家庭に向けたサロンの開催

7. フォスタリング（里親養育包括支援）事業の取り組み

- ① 新潟県里親養育包括支援事業の受託、実施
- ② 里親等相談支援員の確保、育成
- ③ 関係機関との協働による活動の継続

8. 第三者評価の取り組み

- ① 自己評価結果に基づく改善計画の策定及び実践

9. 施設設備整備

- ① サンプルームの改修
- ② 快適な環境の整備と必要な修繕、維持管理
- ③ 地域支援センターの維持管理

令和5年度 事業計画

聖母愛児園

児童養護施設聖母愛児園は「子どもの権利に関する条約」「児童福祉法」の基本理念をふまえて運営します。創始者の理念のもとにつけられた、新潟カラス会の「カリタス」は「愛」であることを心に刻み、一人ひとりが “ 生まれてきてよかった ” と実感できるよう、温かく愛情に満ちた養育をめざして自立支援に努めます。入所する子ども達の多様化と、施設に求められる高機能に対応できる人材育成と、質の向上を図ります。

又、地域貢献事業として、カリタス会見附地域支援センターを活用し取り組みを進めます。

1. 組織、運営、経営、財務の強化

- ① 法人の理念及び基本方針の理解、施設の理念及び基本方針の理解を深め、養育支援に反映する。
- ② 運営、経営、財務に関する知識の習得をめざす
- ③ 経営課題を明確にし、改善に取り組む

2. 職員の資質向上人材育成マネジメント

- ① 研修体系キャリアパスに基づくOJTの実施、OFF-JT研修、SDSの推進
- ② 改訂版養育支援マニュアルを活用し、養育の基本姿勢の統一を目指す
- ③ アセスメント力の向上とチームアプローチの向上
- ④ 各専門委員会が作成した資料の実践と活性化の促進

3. 子どもの権利擁護

- ① 「権利ノート」「大切なあなた」を活用し、学習会を実施
- ② CAPセミナー、地域セミナーの開催
- ③ 「人権擁護チェックリスト」の実施と検証、改善に繋げる
- ④ 日々の養育の中で、権利擁護意識の向上を浸透

4. 自立支援

- ① 適切な時期を見極め、ケースに応じた生い立ちの整理と、LSWの推進
- ② 地域の資源や福祉制度を活用
- ③ 社会的養護自立支援事業を活用
- ④ 関係機関との連携
- ⑤ 各関係機関の専門性や機能を十分理解し、包括的な支援に繋げる

5. 関係機関との連携

- ① 各関係機関の専門性や機能を十分理解し、包括的な支援に繋げる

6. 地域貢献

- ① カリタス会見附地域支援センターを活用し、地域住民との交流及び高機能化に対応

7. アフターケアの充実

- ① 退所児童の個々の状況把握、フェイスシートの作成に取り組む

8. 施設整備

- ① 本園及び3ヶ所のグループホームの建物及び敷地の維持管理
- ② 快適な環境整備に取り組む

令和5年度
事業計画

新潟天使園

1. 組織、運営、経営、財務の強化
 - (1) 経営や運営に関する予算や経費について職員全体の共有促進
 - (2) 諸会議を利用して園内研修の実施

2. 組織体制の整備、職員の育成マネジメントと定着(職員の確保と養成)
 - (1) 各業務の整備及び組織体制の向上
 - ① 運営管理体制の明確化
 - ② 各職員の業務や役割、各グループ間の連携体制の確認
 - (2) O J T体制の確立
 - ① 年間計画の作成と把握
 - ② フィードバック体制の確立
 - (3) 研修体制の充実
 - ① キャリアパスに関する計画的な取組み
 - ② 研修への積極的な参加と共有化
 - ③ 職員一人ひとりのレベルアップの促進

3. 支援内容の充実(支援体制の整備と充実)
 - (1) 権利擁護に基づく自立支援の充実
 - (2) 高齢児の進路支援の充実
 - (3) 退所児童の退所後支援の充実
 - (4) 余暇、行事等の社会体験の充実

4. 多機能化の積極的な取組み(地域連携)
 - (1) 地域支援センター「コミッテ」の運用体制の整備
 - ① 人材確保と養成
 - ② 使用設備の整備
 - (2) 社会貢献や地域交流の積極的な取り組み
 - ① 地域の子育て支援の充実
 - ② 地域、行政関係機関や支援機関との連携
 - ③ 地域への普及活動

5. 施設整備の確立(敷地や建物の管理)
 - (1) 建物や備品の管理

- (2) 敷地内の整備
- (3) 防災対策の整備
- (4) 防犯対策の整備

5. 施設運営の総点検（社会福祉・児童福祉の動向）

- (1) 第三者評価の前回評価結果及び前年度自己評価結果の精査
- (2) 自己点検の実施

令和5年度 事業計画

あすなる児童クラブ 第二あすなる児童クラブ

国の定める「放課後児童クラブ運営指針」及び、運営主体である「見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守し、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの状況や発達段階に応じた、適切な「遊びの場」及び「生活の場」を提供できるよう環境を整え、遊びを通して自主性、社会性、創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等、子どもの健全な育成を図る。

1. 経営、運営、組織の強化

- ① 本園と連携を取り、課題解決に取り組む。
- ② 見附市の委託事業であることをふまえ、見附市教育委員会子ども課との連携により、健全な運営に取り組む。

2. 放課後児童支援員、補助員の専門性と資質の向上

- ① 個々の発達段階及び発達過程を理解し、主体的、創造的な活動ができるように支援する。
- ② 支援員認定資格研修への参加及び、内部研修、外部研修に参加し、知識と技術を習得し、個々の職員の資質の向上を図る。
- ③ 日常的に発生する子どもの問題行動に対し、情報交換や情報共有し、直面した課題の解決に取り組む。

3. 育成・支援

- ① 子ども一人ひとりと、子ども集団が共に満足度の高い過ごし方ができるよう、保護者職員の連携を図る。
- ② 子どもの発達に即した遊びと活動ができるように、環境の整備と支援に努める。

4. 安全確保、事故及び感染症の防止

- ① 子どもが安全に過ごすことができるよう、危機意識を常に持ち、「子どもの安全確保が最優先である」ことを常に念頭におく。
- ② 災害時対応マニュアルにより、計画的に訓練を実施する。
- ③ 下校時の交通安全指導の実施と、社会規範のマナーや社会性を養い、年齢に応じた行動がとれるよう支援に努める。
- ④ AED操作方法による救急法研修、不審者対応訓練の実施をする。

- ⑤ 地域社会より、AEDの要請があった場合は協力する。
- ⑥ 感染症（ノロウイルス・コロナウイルス等）の衛生マニュアルを活用し、内部研修により対応方法を習得する。

5. 権利擁護

- ① 人権擁護チェックリストの実施をし、不適切な関りを防止する。
- ② 子どもの尊厳を守り、暴言、暴力によらない異学年集団の関係性の構築を図る。

6. 環境整備

- ① 安全衛生面に配慮し、随時施設全体の環境を把握し、整備に努める。
- ② 学習活動及び発達段階にふさわしい遊びの提供に努める。
- ③ 環境整備を通して社会のルールと、共同生活のきまりについて働きかける。
- ④ 感染症予防対策として、3密を避ける活動環境を整備するとともに、手洗い、消毒、場に応じたマスクの着用を指導徹底する。